

仕様書

1. 調達件名 マイクロソフト社 包括ソフトウェアライセンス一式
2. 契約期間 平成30年7月1日～平成31年6月30日
3. 使用者数 教職員：309名
(常勤教員：132名、非常勤教員：23名、常勤職員：90名、
非常勤職員：64名)
学 生：1, 440名
4. 調達製品
 - Microsoft 社 Desktop Education
 - Microsoft 社 Desktop Education 学生オプション
5. 使用形態等
 - ① 国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という。）が所有するまたは借上げ中のパソコン及び本学教職員及び学生が個人専用で使用するパソコンで、上記のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を使用することのできる権利を提供するものとする。
 - ② 本契約期間中、本ソフトウェアの最新バージョン又は以前のバージョンを使用できるものとする。
6. 支払方法
支払は1回払いとし、適正な請求書受理後40日以内に支払うものとする。
7. 契約手続き
 - ① 本ライセンスプログラムの詳細等については、必ず日本マイクロソフト本学営業担当者へ問い合わせの上、確認をすること。
 - ② 本契約手続きについては、日本マイクロソフト本学営業担当者に確認の上、実施すること。
8. その他
本仕様書に明記されていない事項については、本学の担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

契 約 条 項

1. 品 名

別紙仕様書のとおり

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第4条の規定に該当しない者であること。
- ② 国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第5条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学の競争参加資格のいずれかにおいて、平成30年度に北海道地域の「物品の販売」のA, B, C又はD等級に格付けされている者であること。（資格審査結果通知書の写しを提出すること。）
- ④ 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 入札書受領日時及び場所

平成30年5月28日 17時00分

帯広市稻田町西2線11番地

帯広畜産大学経理課契約係長 松井 真紀

4. 入札書開札の日時及び場所

平成30年6月4日 14時00分

帯広市稻田町西2線11番地

帯広畜産大学本部棟大会議室

5. 入札保証金及び契約保証金

免 除

6. 利用場所

帯広畜産大学

7. 契約期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

8. 契約書の作成

本入札の落札者は、別紙契約書（案）により、契約書の作成を要す。

9. 検 査

帯広畜産大学指定の検査職員が行う。

10. その他

- ① 入札参加者は、入札書受領日時までに入札書とともに、参考見積書を提出すること。
- ② 入札参加者は、別冊「入札心得書」を熟知すること。

入札心得書

1. 競争加入者は、公告(又は指名通知)及び本心得書を熟知の上、入札すること。
2. 競争加入者は、公告(又は指名通知)に示した日時までに仕様書、図面、現場等を熟知しておくこと。入札後において、この心得書に掲げた事項及び仕様書、図面、現場の不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。
3. 競争加入者は、入札の際、別に交付された一般競争(指名競争)参加資格認定通知書若しくは一般競争(指名競争)参加資格者名簿登載通知書又はその写しを提示して、当該入札の参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
4. 競争加入者は、代理人に入札させるとときは、別紙様式1による委任状を提出しなければならない。
5. 入札書の記載について
 - ① 入札書は、別紙様式2により作成し、競争加入者の住所氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記載の上、押印すること。
但し、代理人が入札をするときは、競争加入者の氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
 - ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、競争加入者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
6. 競争加入者は、入札書を封書に入れ密封し、その封皮の表面に「○年○月○日○〇〇〇〇〇の入札書在中」と朱書きし、且つ氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名)を明記して、提出すること。
7. 競争加入者は、事由の如何にかかわらず、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
8. 次の各号に該当する入札書は無効とする。
 - ① 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - ② 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名の記載のない入札書
 - ③ 入札金額の記載のない入札書
 - ④ 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
 - ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名),代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたもの)

を除く。)

- ⑥ 調達に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
 - ⑦ 入札書の記載が不明確な入札書
 - ⑧ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書
9. 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員以外の者は、入場することができないものとする。
10. 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができないものとする。
11. 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
12. 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者を落札者とする。但し、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
13. 競争加入者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
14. 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（落札者が遠隔地である等特別な事情があるときは、合理的と定めた期日まで）に契約書の取り交しをするものとする。
15. 本学が発注する製造の請負契約又は物品の供給契約に係る、一般競争又は指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、この心得書に定めるもののほか、国立大学法人帯広畜産大学が定めた物品供給契約基準に定めるところによるものとする。

〔別紙様式1〕 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

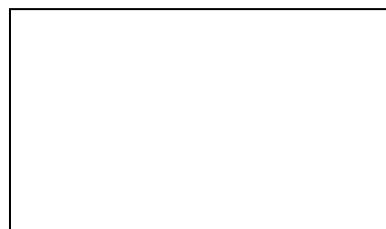
印

私は、_____を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成29年6月2日帯広畜産大学において行われるマイクロソフト社包括ソフトウェアライセンス一式の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



〔別紙様式1〕 【支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

委任状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

印

私は、下記の者を代理人と定め、平成29年6月2日帯広畜産大学において行われるマイクロソフト社包括ソフトウェアライセンス一式の一般競争入札について、下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）（住所）

（氏名）

委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式1] 【支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委任状

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）

（氏名）

印

私は、_____を_____（競争加入者）の
復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

平成29年6月2日帯広畜産大学において行われるマイクロソフト社包括ソフトウェアライセンス一式の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



[別紙様式2] 【競争加入者本人が入札する場合】

入札書

供給物品名 マイクロソフト社 包括ソフトウェアライセンス一式

入札金額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

印

[別紙様式2] 【代理人が入札する場合】

入札書

供給物品名 マイクロソフト社 包括ソフトウェアライセンス一式

入札金額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

代理人 (氏名)

印

[別紙様式2] 【復代理人が入札する場合】

入札書

供給物品名 マイクロソフト社 包括ソフトウェアライセンス一式

入札金額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

復代理人 (氏名)

印

物 品 供 給 契 約 書

供給すべき物品の表示

マイクロソフト社 包括ソフトウェアライセンス一式

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、下記の金額で供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 売買代金額は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。
- 2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に108分の8を乗じて得た額である。
- 第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、物品の供給をするものとする。
- 第3条 物品は帯広畜産大学情報処理センターに納入するものとする。
- 第4条 物品の契約期間は、平成30年7月1日～平成31年6月30日までとする。
- 第5条 納品書は帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。
- 第6条 代金は、物品の納入検査後1回に支払うものとする。
- 第7条 代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める物品供給契約基準によるものとする。
- 第11条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第12条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間ににおいて協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 帯広市稻田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 山岸 仁

乙